

 伊都・橋本地域に裁判所支部を! 

住民のみなさんの思いが重要です!!

裁判所支部を新たに設置するには、関連法規の変更、設置予算・運営予算の確保といった国レベルでの動きが必要となりハードルは決して低くありません。

現在、和歌山弁護士会では、伊都・橋本地域への地家裁支部設置に向けた運動を展開しています。また、伊都・橋本地域の地方議会でも、平成29年に地家裁支部設置の早期実現を求める意見書を内閣総理大臣をはじめ関係行政庁に提出しました。

しかし、何より重要なのは、伊都・橋本地域に地家裁支部が必要だという市民の皆様の思いです。紛争が起こっていないときにはあまり不便を感じないと思いますが、一旦裁判が必要となった場合、近くに地家裁支部がないことで、ただでさえエネルギーを使う裁判がさらに負担の大きいものとなってしまいます。



身近な地域で裁判を受けられるようにするために
地家裁支部の設置を目指しましょう!!

お問い合わせ 和歌山弁護士会 TEL:073-422-4580



和歌山弁護士会

伊都・橋本地域に裁判所支部を!

和歌山県内の地方裁判所・家庭裁判所支部の設置状況 ～伊都・橋本地域には裁判所支部がありません！～

地方裁判所（地裁）と家庭裁判所（家裁）は、全国の各都道府県庁所在地と、北海道の函館・旭川・釧路に合計50か所設置されています。この都市以外にも地家裁の支部が全国で203か所設置されています。

地裁は、原則として、民事・刑事裁判の第一審を取り扱う裁判所です。

家裁は、離婚や相続、成年後見などの家庭問題に関する事件を取り扱う裁判所です。

私たちが社会で生活する中で、やむを得ず紛争が生ずることがあります。地裁・家裁はそうした紛争を解決し、権利の実現・救済を図る機関であり、私たちの社会にとってとても重要な機関です。

和歌山県内には、和歌山市の地家裁本庁の他に田辺市、御坊市、新宮市に地家裁支部が設置されていますが、伊都・橋本地域には、平成2年に妙寺支部が廃止されたため、地家裁支部はなく、裁判をするためには和歌山市の本庁まで行かなくてなりません。人口で比較してみても、御坊支部管内が約6.2万人、新宮支部管内が約5万人であるのに対して、伊都・橋本地域は約8.7万人であり（平成30年12月末日現在）伊都・橋本地域の市民の裁判を受ける権利（これは憲法上の権利です。）が十分保障されているとは言えません。

和歌山県 地家裁支部



伊都・橋本地域に裁判所支部を!

裁判所支部がないとどんな不便が起こるのでしょうか？

まず、裁判や調停は原則として、土・日曜日・祝日は開いておらず、平日も午前10時から午後5時までしか開いていないのが通常です。そして、伊都・橋本地域の住民が和歌山市の本庁まで赴くには、自動車でも概ね往復2~3時間かかります。

この時間は、御坊支部のある御坊市から和歌山市までの移動時間とそれほど変わりません。電車の場合は、さらに移動時間がかかります。

そのため、ひとたび裁判手続が始まると、多くの場合、半日仕事、もしくは一日仕事となってしまい、利用者は仕事を休まなければなりません。裁判・調停は1年以上かかることも珍しくなく、長期間にわたって裁判所に赴く負担が出てきます。また、特に家裁においては、裁判や調停以外にも調査官による面談のために出頭しなければならないこともあります。



離婚裁判*Aさん（30代、女性）の場合

親権者指定のための調査官面談で2回子供と一緒に裁判所に出向きました*。私は仕事を休まなければならなく、中学生の長男も受験が近づいているのに学校を半休しなければなりませんでした。

* 事情によっては、調査官が妙寺出張所まで出向いて面談を行うこともあります。



自己破産*Bさん（50代、男性）の場合

自己破産をしたところ、債権者集会に出なければならず、1年間、和歌山地裁まで合計で4回出頭しました。お金がない中、仕事を休まなければならず、負担が大きかったです。

もし、伊都・橋本地域に地家裁支部があれば、こうしたAさんやBさんの負担は随分軽くなり、裁判所の利用に対する抵抗感が低くなります。これは、裁判を受ける権利の保障にとってとても重要なことです。